

## セッションへの旅費補助制度に関する規程

### 1. 趣旨

本学会セッションへの旅費補助制度は、日本イギリス哲学会研究大会においてセッションの発表者などに対して、大会会場への移動に要する旅費の支援を目的とする。

### 2. 応募資格

企画委員会が選定したセッションで、本学会「若手会員の学会費減額制度に関する規程」第2条の定める若手会員の条件を満たす者が主体のセッション（発表者などの3分の2程度以上）であること。

### 3. 応募方法

セッションの企画責任者は、セッションの申し込みの際に、本補助制度に応募する旨を明記した上で、支援を希望する若手会員すべての氏名、所属、予定する旅行経路とその費用の内訳を記載すること。

### 3. 助成対象

①本学会「若手会員の学会費減額制度に関する規程」第2条の定める若手会員の条件を満たす者で、セッションにおいて発表もしくはコメンテータなどを務める者

②セッションに関わる若手会員のうち、他の機関からの旅費補助を受けていない者（重複受給の禁止）。

### 4. 助成内容

セッションの発表もしくはコメンテータなどを務める若手会員が大会会場へ移動する際の旅費（交通費・宿泊費）の実費の全員分の合計額（6万円程度まで）。なお宿泊費に対する一人当たりの助成は1万円を上限とする。

### 5. 認定手続き

①支援希望総額が6万円を大幅に超える場合、予算状況を勘案し理事会で支援総額を決定する。その際、支援希望者の交通費の総額などを参考にする。

②審査結果は、セッションの採否通知と同時に応募責任者に通知する。

### 6. 注意事項

①支援額などについては最終的に理事会が判断するので、切符の購入や宿泊施設の予約前に事務局と相談の上で予約手続きを進めること。

②鉄道・飛行機などの座席種別がある場合、最も低い等級の座席を使用し、可能な限り低廉な割引料金を使用すること。

③セッション終了後に領収書（旅費・宿泊費）を提出すること。

④領収書の内容を確認し、後日、対象者から指定された銀行口座に振り込むものとする。

### 7. 附則

①本規程は、2018年4月1日から施行する。

②本規程の改正は、理事会の議を経るものとする。